

秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成30年3月23日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年秋田県後期高齢者医  
療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表出納員領収印の項の次に次のように加える。

会計職員領収 印		直径 25	てん書	現金を収納する とき。	各出納員	各1
-------------	---	-------	-----	----------------	------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。